

本改正は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度に於いて適用されます。

中小企業技術基盤強化税制の見直しをズームアップしてみます

中小企業に対する試験研究費の特例の中小企業技術基盤強化税制は、先の一般試験研究費の税額控除制度の適用との選択です。

まず、次の(1)の控除率の合計を当期の試験研究費に乘じた金額を当期の法人税額から控除します(25%が控除上限額)。

さらに、特殊状況下での積極投資への激励措置として、(2)の①②③に該当する法人に対しては、(1)の法人税額の控除上限25%のほかに、(2)の各控除率での税額控除が可となります。

(1) 原則控除率 次の①と②③④のいずれかの控除率との合計で、控除率上限は17%です。

①当期の試験研究費の額の12%

②増減試験研究費割合が9.4%超の場合

$$(増減割合 - 9.4\%) \times 0.35 =$$

③試験研究費割合10%超の場合

$$12\% \times (\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 0.5 =$$

④②と③の両方に該当の場合

$$(② + ③) \times 0.35 =$$

(2) 特殊状況下での控除限度加算措置

次の①②③に該当する法人については、上記の(1)の法人税額の控除上限のほかに、次の各控除率での税額控除が可(①+②又は②+③で適用)となります。

①増減試験研究費割合が9.4%超の場合 10%

②当期の試験研究費の額が、当期を含む過去4年間の平均売上金額の10%を超える場合は次の算式による控除率(上限10%)

$$(\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 2 =$$

③コロナ禍激励措置 5%

コロナ禍前の令和2年2月1日前に最後に終了した事業年度を「基準年度」として、令和3

年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度のうち基準年度比売上金額減少割合が2%以上であり、かつ、試験研究費の額が基準年度試験研究費の額を超える事業年度に於ける特例措置

本改正は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度に於いて適用されます。

オープンイノベーション型試験研究費の見直しをズームアップしてみます

オープンイノベーション型試験研究費は、特別試験研究費に係る特別税額控除として、次の3類型①②③での控除率として規定され、法人税額の10%が控除限度とされています。前述の、一般試験研究費の税額控除制度もしくは中小企業向けの中小企業技術基盤強化税制のいずれかと併せて適用されます。

①国の試験研究機関、大学等との共同試験研究費、特別試験研究機関等への委託試験研究費には30%の控除率

②特別試験研究費のうち革新的なもの、又は国立研究開発法人等の研究開発成果の実用化試験研究費には25%の控除率

③特別試験研究費の額のうち前2号以外には20%の控除率

本改正は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度に於いて適用されます。

大企業コロナ期欠損金損金算入の特例創設をズームアップしてみます

コロナ禍の厳しい経営環境の中で、赤字企業でもポストコロナに向けて、事業再構築等の経営改革に果敢に挑む企業に対し、繰越欠損金の控除上限(現行50%)の引き上げ措置が講じられます。

具体的には、産業競争力強化法に新たな計画認定制度を創設し、事業再構築等に向けた投資内容を含む事業計画を策定し、これを事業所管大臣が認定し、認定を受けた企業について、コロナ禍に生じた原則2020・2021年度の欠損金を対象に、最長5事業年度の間、控除上限を投資の実行金額の範囲内で最大100%に引き上げる、ものです。

この改正は、産業競争力強化法の改正法の施行の日から適用されます。

短期退職所得の創設をズームアップしてみます

退職所得課税の計算式は次の3つに分かれることになりました。

$$\textcircled{1} \quad (\text{収入} - \text{退職所得控除}) \div 2 \times \text{税率} = \text{税額}$$

$$\textcircled{2} \quad (\text{収入} - \text{退職所得控除}) \times \text{税率} = \text{税額}$$

$$\textcircled{3} \quad (\text{収入} - \text{退職所得控除} - 150\text{万円}) \times \text{税率} = \text{税額}$$

②は、勤続年数5年以下の短期役員退職給与(法人役員・議会議員・公務員)に対する課税方式で、2分の1計算が適用除外です。この②は、平成24年改正で措置されたものです。

③は、②以外の勤続5年以下の短期退職給与で、退職所得控除後の額が300万円超の場合の課税方式です。300万円超過部分については2分の1計算が適用除外です。

③が今年の税制改正で制度創設されました。

この改正は、令和4年分以後の短期退職所得について適用されます。

13年間適用ローン控除と床面積基準の見直しをズームアップしてみます

消費税10%化に合わせて、平成31年度に、住宅ローン控除の控除期間を10年から13年間に延長する特例が設けられましたが、さらに、令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間の次の①②で消費税率が10%である場合の家屋の居住供用に

対しても、13年間ローン控除の特例が適用できることされました。

①令和2年10月1日から令和3年9月30日までの期間に於ける居住用家屋の新築

②令和2年12月1日から令和3年11月30日までの期間に於ける新築又は中古の居住用家屋の取得又は自己居住家屋の増改築等

また、床面積が40m²以上50m²未満である住宅の用に供する家屋についてもローン控除の適用ができる基準が緩和されましたが、この適用を受けられるのは、13年間の控除期間のうち、合計所得金額が1000万円以下の年に限りとの制限になっています。

住宅取得等資金贈与と床面積基準の見直しをズームアップしてみます

13年間適用ローン控除とその床面積基準の見直しと同じ趣旨で、直系尊属からの住宅取得等資金の贈与の非課税措置と床面積基準についても、見直しが行われています。

ただし、適用期間は短くて、令和3年4月1日から同年12月31日までの間に住宅用家屋の新築等に係る契約を締結した場合となっています。

見直しの内容は、非課税限度額の拡大で、消費税等の税率10%が適用される住宅用家屋の新築等で、①耐震、省エネ又はバリアフリーの住宅用家屋については、1200万円を1500万円に、②一般的の住宅用家屋については、700万円を1000万円に、拡大しています。

消費税10%適用が明示されていない住宅用家屋の新築等では、①耐震、省エネ又はバリアフリーの住宅用家屋については、800万円を1000万円に、②一般的の住宅用家屋については、300万円を500万円に、拡大しています。

床面積制限の下限については、受贈年分の合計所得金額が1000万円以下である受贈者に限り、50m²を40m²に引き下げています。

この改正は、令和4年1月1日以後に贈与税の

申告書を提出する場合に適用されます。

教育資金等一括贈与非課税措置の見直し をズームアップしてみます

(1) 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、信託等があった日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合には、受贈者が次のいずれかに該当する場合を除き、その死亡の日までの年数にかかわらず、同日における管理残額を、受贈者が当該贈与者から相続等により取得したものとみなすことにされ、当該管理残額に対応する相続税額は、相続税の2割加算の対象とされます。

- ①23歳未満である場合
 - ②学校等に在学している場合
 - ③教育訓練給付金受給者が教育訓練受講の場合
- この改正は、令和3年4月1日以後の信託等により取得する信託受益権等について適用です。

同日前の取得分については、3年内贈与分の管理残額を相続税課税対象に取り込むだけで、相続税の2割加算ではなく、平成31年以前取得によるものの管理残額は相続税課税されません。

(2) 結婚・子育て資金に充てるため、直系尊属から信託受益権を付与された場合で、契約期間中に贈与者が死亡した場合には、死亡日における非課税拠出額から結婚・子育て資金支出額（結婚に際して支払う金銭については300万円が限度）を控除した管理残額を、贈与者から相続等により取得したこととされます。これは、従来からの制度です。

今年の改正により、みなしへ相続財産とされる場合のその管理残額のうち、令和3年4月1日以後取得分に対しては、相続税額の2割加算の規定が適用されるようになりました。令和3年3月31日以前取得管理残額については、2割加算適用外です。

なお、受贈者の年齢要件の下限が、20歳から18歳以上に引き下げられました。この年齢要件部分

は、令和4年4月1日以降の結婚・子育て資金の一括贈与に適用です。

税務関係書類における押印義務の見直し をズームアップしてみます

政府全体の行政手続における押印義務の見直しの方針を踏まえ、税務関係書類において、実印及び印鑑証明書を求めていた次の①②の手続および国税犯則調査手続を除き、押印義務が廃止されました。

地方公共団体の長に提出する地方税関係書類についても同様です。

- ①担保提供関係書類及び物納手続関係書類のうち、実印の押印及び印鑑証明書の添付を求めていた書類
- ②相続税及び贈与税の特例における添付書類のうち財産の分割の協議に関する書類

この改正は、令和3年4月1日以後に提出する税務関係書類について適用されるものですが、税制改正大綱に、「改正の趣旨を踏まえ、押印を要しないこととする税務関係書類については、施行日前においても、運用上、押印がなくとも改めて求めないこととする。」と書かれ、大綱の閣議決定の時からの実質的施行となっています。

確定申告義務がある還付申告の制度廃止 をズームアップしてみます

還付申告になるケースでも、算定される税額が、配当控除額を超えていた時は、年調済みの給与を除き、原則として確定申告書を提出する義務がありました。

コロナ禍の中、確定申告会場への来場者を分散させる等の観点から、所得税の第3期納税額が算出されない納税者の確定申告義務を、消滅させることになりました。

その結果、これらの該当者の確定申告書の提出

は、その年の翌年2月16日から3月15日の期間での義務ではなく、申告義務のない者の還付申告書の提出可能期間（その年の翌年1月1日から5年間）と同様となります。

上記の改正は、令和4年1月1日以後に確定申告書の提出期限が到来する所得税について適用となります。

なお、この改正に関連して、財産債務調書の提出義務者が、所得税等の確定申告書の提出義務のある者のかつて付申告書の提出をできる者にも拡張されました。これにより、財産債務調書の提出義務については、本改正による影響が排除されています。

なお、個人住民税については、提出義務のなくなった申告書の提出があった場合において、その提出の日の翌日から起算して2年を経過するまでの間、賦課決定を行うことができることとなりました。

住民税の異なる課税方式選択手続簡素化 ズームアップしてみます

個人住民税としては、上場株式の配当及び株式等譲渡所得金額に係る所得の全部について、所得税での申告内容と異なる源泉分離課税（申告不要）を選択するとした場合に、確定申告書の提出のみで申告手続が完結できるよう、確定申告書における個人住民税に係る附記事項が追加修正されることになりました。

この改正は、令和3年分以後の確定申告書を令和4年1月1日以後に提出する場合について適用されますが、申告不要を選択するか否かにより、住民税のみならず、介護保険料、後期高齢者保険料や国民健康保険料、国民年金保険料の各料率や減免、窓口負担などにも影響が及ぶ場合がありますので、令和3年分からの所得税の確定申告書作成での住民税欄の附記事項記載では、多方面への注意が要求されそうです。

納税管理人を指定する制度の創設 をズームアップしてみます

国外に転出する人については、不動産賃貸収入などの国内源泉所得があり、納税申告書の提出その他の必要があるとき、納税管理人を定めなければならぬことになっています。

しかし、税務調査や照会文書の発送など、国税当局側から接触の必要性があるにも拘わらず、納税者が納税管理人を定めていない事例が増えているようです。

それで、そのような場合でも税務調査等が行えるようにするために、期限を設けて納税管理人の選任を促し、要請に応じない場合には、税務署長は、国内に所在する関連者を納税管理人として指定できる、とする法改正が行われました。

この改正は、令和4年1月1日以後に適用されます。

あとがき

コロナ禍の第一波から1年余、第四波を経て、日本経済は大きく傷ついています。しかし、中央銀行による金融緩和と政府の財政出動が裏付けになって、実体経済と乖離する株高現象が出現し、不動産市況では取引件数は減少しているものの、需要はむしろ増加し、供給不足状態とも言われています。M&Aの分野でも、コロナ禍直撃の娯楽飲食業等以外では、買い注文が増加するのに対し、売り物件が追い付かない状態です。

これらは、コロナ後の大きなクライシスの予兆なのか、それともポストコロナのニューノーマルへの胎動なのか、我々は歴史の大きな分岐点にいるのかもしれません。